

教育委員会会議録

開 会 の 日 時	令和 6 年 11 月 25 日 午後 7 時 00 分
閉 会 の 日 時	令和 6 年 11 月 25 日 午後 7 時 15 分
会 議 の 場 所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所 3 階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 中西 康裕・駒田 聡子・畑井 祐樹・中村 文大 ・右京 博巳
会議録に署名 する委員氏名	駒田 聡子・中西 康裕
会議に出席した 者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 濱口 昌大 学校教育部長 松葉 清高 参事兼社会教育課長 沖塚 孝久 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 中川 靖美 スポーツ課長 東浦 久修 教育研究所長 志賀 幸代 学校教育課副参事 木下 真理 学校教育課副参事 西山 早苗 学校教育課副参事 久保 直紀 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した 事件	議案第 44 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 6 号）について 議案第 45 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について 議案第 46 号 学習者用端末の取得について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 駒田委員、中西委員を指名

会議に付する案件

議案第 44 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 6 号）について

議案第 45 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について

議案第 46 号 学習者用端末の取得について

教育長報告

前回の教育委員会からの報告をします。

全ての小中学校で、修学旅行は実施されました。概ね良好に実施できたと聞いています。

文化祭・作品展については、小学校 14 校とすべての中学校で終了しました。

11 月に 4 校、12 月に 4 校が、実施予定です。

12 月に入ると、中学校では、保護者懇談会が予定されており、入試に向けた取り組みが本格化する時期となります。

以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 44 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 6 号）について」を議題といたします。事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、令和 6 年度教育関係補正予算（第 6 号）を要求するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

議案第 44 号「令和 6 年度教育関係補正予算（第 6 号）」につきまして、御説明申し上げます。

お手元の A 4 横書き「令和 6 年度教育関係補正予算（第 6 号）要求額一覧」に基いて御説明申し上げますので、議案書の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。

今回の一般会計補正予算では、歳出において、10 事業について予算の補正を行おうとするものでございます。

今回の補正の主なものにつきましては、いずれも会計年度任用職員に係るものでございまして、当初予算編成時から現行の配置に合わせた人件費の調整等を行うため、補正理由の欄に記載させていただきました理由により、増額又は

減額を行おうとするものでございます。

まず、3ページの下から2段目の目名称「幼稚園費」、小事業名「幼稚園食材費負担軽減事業」につきましては、白米の価格が高騰していることから、私立幼稚園へ交付しております食材費負担軽減支援金の額を引き上げることに伴い、14万5千円を増額しようとするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

上から3段目の目名称「学校給食費」、小事業名称「学校給食用食材費負担軽減事業」につきましては、学校給食用の米飯の価格改定があったことに伴い、保護者の負担軽減を図るため、774万4千円を増額しようとするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

債務負担行為について、ご説明申し上げます。

債務負担行為でございますが、これは債務負担行為を設定することにより、期間中の債務を決定するものでございます。

事業ごとに事業概要、その期間、補正理由を記載しております。

まず、1段目及び2段目の目名称「教育振興費」、小事業名「通学安全対策事業」は、学校統合により遠距離通学等となった児童生徒の通学安全のためにスクールタクシーを運行する事業でございます。

両事業とも今年度で現在の運行業務の契約が終了することから、次年度の契約を年度内に締結する必要があるため、期間中の必要経費としまして、みなと小学校で268万6千円、二見中学校で57万6千円をそれぞれ計上いたします。

次に、3段目の目名称「体育施設費」、小事業名「体育施設管理運営費」につきましては、小俣児童体育館の指定管理者に係るものでございまして、指定管理者の指定期間が今年度末で終了することから、引き続き、同施設の管理を行うため、本年度中に指定し、令和7年度から令和9年度までの協定を締結する必要があるため、期間中の経費としまして、1,591万5千円を計上いたしております。

以上、「令和6年度教育関係補正予算（第6号）」につきまして、御説明申し上げます。

御協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

中村委員

小俣児童体育館の指定管理に係る債務負担行為についてももう少し詳しく説明してほしい。

教育総務課長

こちらは債務負担行為の設定をさせていただいておりますが、この施設につ

いては今年度末で指定の期間が切れますが、来年度以降の指定管理を行うにあたって、今年度中に議会の方で議決をいただいた上で協定の締結ということになります。次の7年度から9年度に至るまでの予算取りの設定をするために今回計上させていただいております。

教育長

他にご意見、ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第44号 令和6年度教育関係補正予算（第6号）について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第44号 令和6年度教育関係補正予算（第6号）について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

続きまして「議案第45号 伊勢市立図書館規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

6ページをご覧ください。

これは、令和6年12月2日に健康保険証が廃止されることに伴い、確認書類を健康保険証に替えて個人番号カードに改めるものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

それでは、伊勢市立図書館規則の一部改正について、ご説明させていただきます。

今回の改正は、健康保険証が令和6年12月2日に廃止されることに伴い、市立図書館で資料の館外貸出しを受ける際に提出していただく利用申込書または団体利用申込書について、本人確認書類の一つとなっている健康保険証に替えて、個人番号カードに改めようとするものでございます。

なお、この規則は令和6年12月2日から施行しようとするものでございます。

以上、伊勢市立図書館規則の一部改正について、ご説明させていただきました。

何卒、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま社会教育課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございま

せんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 45 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 45 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 46 号 学習者用端末の取得について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

13 ページをご覧ください。

これは、学習者用端末を取得するにつき、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては教育研究所から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育研究所副参事

議案第 46 号 学習者用端末の取得について、ご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

本件は、学習者用端末を取得するにつき、令和 6 年 10 月 28 日の三重県 G I G A スクール構想推進協議会による選定委員会の結果、契約の運びとなったことから、伊勢市議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、又は処分に関する条例第 3 条の規定により、伊勢市議会の議決を求めるための議案を提出することについて、教育委員会の意見を求めるものです。

今回取得する学習者用端末は、児童生徒が学習用に使用するタブレット端末を更新するもので、市町の事務負担軽減及びコストの低減等を目的に、三重県 G I G A スクール構想推進協議会が共同調達を行い、選定された事業者と各市町が個別に契約を行うものです。契約方法につきましては、G I G A スクール構想の目的や学校での使用方法等を考慮し総合的に判断する必要があることから随意契約とし、その相手方については、同協議会による企画提案コンペで選定したものでございます。

15 ページをご覧ください。

選定の経過につきましては、9 月 19 日に公告を行いましたところ、1 社の参加があり、10 月 28 日に審査会を行ったもので、その結果、伊勢市神田久志本町

1042 番地 株式会社サイバーウェイブジャパン 代表取締役、西岡 眞を買入れ先と決定しましたので、消費税及び地方消費税を含み 5,989 万 5 千円で買入れようとするものです。今回の買入れにより 1 学年分のタブレット端末の更新が完了することとなり、納期は令和 7 年 1 月 31 日の予定でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育研究所から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

中西委員

今回のタブレット端末調達の対象となる学年を教えてください。

教育研究所副参事

令和 7 年度の中学 1 年生に貸与する予定となっております。

中西委員

現中学校 3 年生の使用していた端末の使い道はどうなるのか。

教育研究所副参事

現中学 3 年生が使用している端末につきましては令和元年度に実証実験ということで賃貸借として導入しておりますが、その使用期限が切れますことから更新をするものであり、これにつきましては、使用期限終了後、返却する予定となっております。

教育長

他にご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 46 号 学習者用端末の取得について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 46 号 学習者用端末の取得について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

これをもって教育委員会を閉会いたします。